

伝えたい 食の文化と 地域の魅力!

京の農林秋まつり

去る11月5日(土)に毎年恒例の「京の農林秋まつり」が伏見港公園で開催され、女性農業委員は、食を通じて農業の大切さや魅力を伝える取組として、「大学イモづくり体験」と「京都産の野菜を使ったおでん」を出店しました。

今回の会場は、日本酒の産地、伏見ということもあり、地元の酒粕を使ってみようという試行錯誤の末、酒粕を練り込んだ味噌「酒粕味噌」を作り、おでんに添えたところ「どこで売っているの?」「作り方を教えて!」と大好評で、今年の新メニューの頭イモをはじめ、準備した580食程のおでんが“あっという間に”完売となりました。

また、子供たちには「大学イモづくり」を通じて、普段、家庭では機会の少ない調理体験をしてもらい、出来上りを待つ間も、野菜の害虫とその害虫が食べる野菜の名前当てクイズで楽しみました。慣れない手つきながらも目を輝かせ、出来上がった大学イモを嬉しそうに食べる子供たちの笑顔にやりがいと新たなパワーを頂きました。

暖かな天候にも恵まれ、多くの人でとても賑わいのある秋まつりでした。

(中村 富美子 編集委員)

酒粕味噌のおでんが
大好評

害虫クイズ
わかるかな?

待ってました!
試食タイム!!

安心して豊かな老後のために 農業者年金

農業者年金の魅力

少子高齢化時代でも安心な積立方式・確定拠出型の年金です。
終身給付で80歳までの保証付きです。
(80歳までに亡くなられた場合は遺族に一時金が支給されます。)
保険料を月額2万円から6万7千円の間で自由に設定・変更できます。
保険料は全額社会保険料の控除対象として計上できます。

しっかり積み立て
がっちりサポート

加入要件

- 国民年金第1号被保険者
- 20歳以上60歳未満
- 年間60日以上農業に従事



満川加入推進部長

農業でがんばっている女性、後継者のあなたも農業者年金に加入しませんか。まずは農業委員会事務局へ御相談を。



所在地:京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 522 本能寺文化会館 2 階
TEL:075 (212) 9050, FAX:075 (212) 9084
京北窓口 / 所在地:京都市右京区京北周山町上寺田 1-1 京北合同庁舎 1 階
TEL:075 (852) 1825, FAX:075 (852) 1827
ホームページアドレス
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/32-11-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ!



京都市農業委員会 平成 29 年 1 月発行

農地ことは
農業委員会へ!

京都市 第37号 農委だより

がんばっている農業者

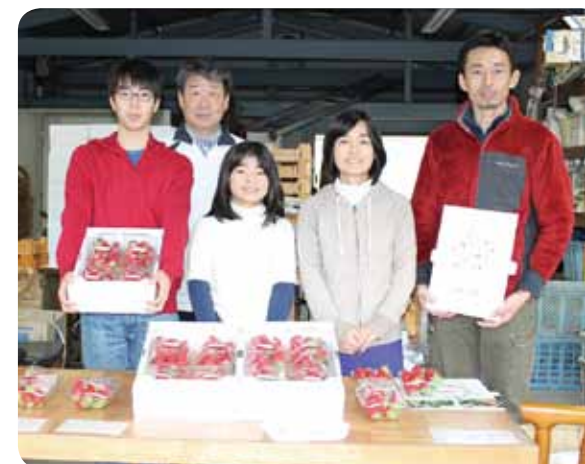
南区上鳥羽 木下農園

木下 尚彦さん
史子さん

イチゴの栽培を始めて、今年で18年目を迎える木下農園さん。ハウス内では「章姫(あきひめ)」と今年から試験栽培を始めた「とちおとめ」が真っ赤に実り、尚彦さん、史子(ふみこ)さん御夫妻が手際良く収穫を進めます。

収穫後、すぐに直売所兼作業所に運ばれ、バック詰めされた新鮮完熟イチゴは、11時頃には直売所に並びます。

取材した12月は贈答用など需要も多く、予約注文だけで完売してしまうほどの好評ぶりです。訪れたりピーターは「大変美味しく、コストパフォーマンスに優れたイチゴです。」と太鼓判を押します。



左から祐一くん、中西委員、
愛深(まなみ)ちゃん、史子さん、尚彦さん

尚彦さんは、大学では情報工学を学び、就農するつもりは全くなかったそうですが、もともと自然が好きで、就職先を色々と考えた結果、農業にたどり着きました。公務員を2年務めた後、“消費地に近く、直接、完熟で販売できれば、大産地との差別化が図れる”と目論み、イチゴに品目を絞り、イチゴ農家のもとで研修を経て本格就農しました。

大学の同級生だった史子さんとは就農後すぐに結婚、「まさか農業をすることになろうとは。」と史子さん。今では大切な戦力です。

史子さんがデザインした化粧箱や包装資材は、そのまま贈答用に使えるよう工夫が凝らされ、市場流通の大産地とは異なるアプローチで消費者にアピールしています。

最近では、効率的に経営する上でイチゴとの相性が良いイチジクの栽培を始めるなど、新たな試みにも挑戦されている木下農園さんに、今後、益々の御活躍を期待します。

(取材委員 中西 勉委員)

養液栽培の
「とちおとめ」

「完熟」「とれたて」を
バック詰め

も く じ

- * がんばっている農業者(木下農園 南区上鳥羽) 1
- * 農業委員会の掲示板(農地の賃借料情報、農地利用最適化推進委員) 2,3
- * 女性農業委員の活動(京の農林秋まつり) 4
- * 農業者年金 4

農業委員会の掲示板

～ 農地の賃借料情報の提供 ～

農業委員会では、平成 21 年以降、標準小作料に代わる農地の賃借料情報を毎年提供しています。
この情報は、平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月までの実勢集計値となっています。
実際の賃借契約の際は、貸し手と借り手で十分に協議のうえ契約を締結してください。
なお、農地の貸し借りには、農業委員会等における手続きが必要となりますので、御注意ください。

(金額は 10a 当り)

地域区分			利 用 目 的		
			水稲	野菜・果樹	たけのこ
市街化調整区域 及 び 都市計画区域外 (京北地域除く)	中山間地域 除く	平均額	14,700 円	18,000 円	5,000 円
		最低額～最高額	8,700 円～ 23,200 円	14,800 円～ 30,300 円	4,900 円～ 5,000 円
		筆数	36 筆	30 筆	6 筆
	中山間地域	平均額	5,200 円	11,700 円	-
		最低額～最高額	4,500 円～ 9,600 円	6,700 円～ 16,600 円	-
		筆数	37 筆	4 筆	-
京 北 地 域		平均額	6,800 円	-	-
		最低額～最高額	5,200 円～ 8,200 円	-	-
		筆数	4 筆	-	-
市街化区域		実勢値なし			

※市街化区域及び - 印の区分には実勢値がありません。
※中山間地域：北区(大宮の一部(氷室)・小野郷・中川・雲ヶ畑)、左京区(大原の一部(百井)・花脊・広河原・久多)
右京区(嵯峨北部)、西京区(大原野の一部(小塩・石作・外畑・出灰))、伏見区(醍醐の一部(陀羅谷))

< 参考 >

平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月までに締結された農地の賃借は、賃貸借が 222 筆、
使用貸借(無償)が 210 筆の合計 432 筆と、半数近くが、使用貸借によるものとなっています。

くご存知でしたか？

標準小作料制度は、農地法改正に伴い、京都市農業委員会では
平成 20 年 1 月に適用した標準小作料を最後に廃止となりました。
ちなみに当時、京都市農業委員会が定めた標準小作料はこちらです。
田の標準小作料は、米の収穫量と地域によって区分がされていたんですね!!
市街化区域の農地にも、この標準額が適用されていました。



農地の区分	小作料の標準額 (10a 当たり)
田の部 A (収量 480kg)	18,000 円 ※京北地域・中山間地域は 7,000 円
田の部 B (収量 450kg)	12,000 円 ※京北地域・中山間地域は 4,000 円
田の部 C (収量 400kg)	7,000 円 ※京北地域・中山間地域は 2,000 円
畑の部	標準額を定めない



農地利用最適化推進委員が活躍中!!

平成 28 年 4 月に設置した農地利用最適化推進委員は、農業委員等と連携しながら、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消をはじめとする「農地利用の最適化」に向け、次のような活動をしています。

① 農地の利用状況調査や利用意向調査の実施

8～10 月に農地の利用状況調査を実施し、管内の荒廃農地等を把握しています。
また、利用状況調査を踏まえ、荒廃農地の農地所有者等に今後の利用意向をお尋ねし、借受希望農家等とのマッチングをはじめ、各意向に応じた誘導を図ることで、荒廃農地の解消に取り組んでいます。

雑草や雑木が生えて荒廃化した農地は、改善に大きな労力が必要になります。
荒廃化を未然に防ぐためにも、貸付意向がある場合には、荒廃化する前に農業委員会・農地利用最適化推進委員に声を掛けてください。その農地を「借りたい」という農家とのマッチングができる場合もあります。

② 担い手等への農地利用の集積を推進

担い手に農地の利用集積を図るため、「貸付希望のある農地」「農地の借受を希望する農家」を掘り起こし、人と農地のマッチングに取り組んでいます。

次のような意向がある場合、お気軽に農業委員会・農地利用最適化推進委員へ声を掛けてください。

- ◆ 農地を相続したけど、日常的に農地を管理できないので、当面の間、誰かに貸したい。
- ◆ 栽培規模を拡大したいので、農地を新たに借りたい。
- ◆ 家族が病気や高齢で、農業労働力が減少したために管理できなくなった農地を人に貸したい。

※農業振興地域内の農地を農地中間管理事業によって貸借すると固定資産税を 1/2 に軽減できる場合があります。

③ 相続税・贈与税の納税猶予制度に関する現地確認等の実施

農地の相続税・贈与税の納税猶予制度は、都市農業を継続するうえで、不可欠となるとも大切な制度です。
この制度の適正運用を図るため、農業委員会は、制度の適用前後の節目において各農地の現況が農地として適正に管理されているか確認し、税務署に提出する証明書の交付、報告を行っています。

④ 農業委員会総会の審議案件に関する情報を収集

農地の貸借・売買や農地転用の許可申請等は、農業委員会総会で審議し、可否等を判断しています。
審議に際しては、地域の実情等も視野に入れ、適正に判断するため、農業委員とともに申請地や地域の情報等をきめ細やかに収集しています。

⑤ その他

- 農地利用最適化推進委員会議を開催し、活動に関する情報共有と取組の具体化を図っています。
- 農地に関する紛争等の解決に向けた取組みや農地の流動化に関する各種会議に参画しています。
- 管内の農地を日常的に注視し、無断転用などの未然防止、早期発見に取り組んでいます。

